

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																																																						
6	<p style="text-align: center;">第1編 総 論</p> <p>第1章から第2章まで (略)</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (略)</p> <p>・ 関係機関の連絡先</p> <p>【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">電 話 ・ F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局北上川下流河川事務所</td> <td>石巻市蛇田字新下沼 8 0</td> <td><u>0225-95-4885</u></td> </tr> <tr> <td><u>東北農政局消費・安全部地域第4課</u></td> <td><u>登米市迫町佐沼字新大東174</u></td> <td><u>0220-22-6251</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊<u>東北方面隊第22普通科連隊</u></td> <td>多賀城市丸山2-1-1</td> <td><u>022-365-2121</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【関係県機関（県警察含む）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">電 話 ・ F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部地方振興事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>0220-22-6128</u> <u>(F)0220-22-8096</u></td> </tr> <tr> <td>東部保健福祉事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>0220-22-7514</u> <u>(F)0220-22-6175</u></td> </tr> <tr> <td>東部土木事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>0220-22-7533</u> <u>(F)0220-22-7534</u></td> </tr> <tr> <td>東部教育事務所 <u>登米地域事務所</u></td> <td><u>登米市迫町佐沼字西</u> <u>佐沼150-5</u></td> <td><u>0220-22-2777</u> <u>(F)0220-22-9858</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	東北地方整備局北上川下流河川事務所	石巻市蛇田字新下沼 8 0	<u>0225-95-4885</u>	<u>東北農政局消費・安全部地域第4課</u>	<u>登米市迫町佐沼字新大東174</u>	<u>0220-22-6251</u>	陸上自衛隊 <u>東北方面隊第22普通科連隊</u>	多賀城市丸山2-1-1	<u>022-365-2121</u>	名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-6128</u> <u>(F)0220-22-8096</u>	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-7514</u> <u>(F)0220-22-6175</u>	東部土木事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-7533</u> <u>(F)0220-22-7534</u>	東部教育事務所 <u>登米地域事務所</u>	<u>登米市迫町佐沼字西</u> <u>佐沼150-5</u>	<u>0220-22-2777</u> <u>(F)0220-22-9858</u>	<p style="text-align: center;">第1編 総 論</p> <p>第1章から第2章まで (略)</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (略)</p> <p>・ 関係機関の連絡先</p> <p>【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">電 話 ・ F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局北上川下流河川事務所</td> <td>石巻市蛇田字新下沼 8 0</td> <td><u>T 0225-94-9854</u> <u>F 0225-94-9857</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊<u>第22即応機動連隊</u></td> <td>多賀城市丸山2-1-1</td> <td><u>T 022-365-2121</u> <u>F 022-363-0491</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【関係県機関（県警察含む）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">電 話 ・ F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部地方振興事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>T 0220-22-6687</u> <u>F 0220-22-8096</u></td> </tr> <tr> <td>東部保健福祉事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>T 0220-22-7514</u> <u>F 0220-22-6175</u></td> </tr> <tr> <td>東部土木事務所 登米地域事務所</td> <td>登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5</td> <td><u>T 0220-22-7533</u> <u>F 0220-22-7534</u></td> </tr> <tr> <td><u>東部教育事務所</u></td> <td><u>石巻市あゆみ野5丁目7番地</u></td> <td><u>T 0225-95-7016</u> <u>F 0225-23-2529</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	東北地方整備局北上川下流河川事務所	石巻市蛇田字新下沼 8 0	<u>T 0225-94-9854</u> <u>F 0225-94-9857</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	陸上自衛隊 <u>第22即応機動連隊</u>	多賀城市丸山2-1-1	<u>T 022-365-2121</u> <u>F 022-363-0491</u>	名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-6687</u> <u>F 0220-22-8096</u>	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-7514</u> <u>F 0220-22-6175</u>	東部土木事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-7533</u> <u>F 0220-22-7534</u>	<u>東部教育事務所</u>	<u>石巻市あゆみ野5丁目7番地</u>	<u>T 0225-95-7016</u> <u>F 0225-23-2529</u>	
名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X																																																							
東北地方整備局北上川下流河川事務所	石巻市蛇田字新下沼 8 0	<u>0225-95-4885</u>																																																							
<u>東北農政局消費・安全部地域第4課</u>	<u>登米市迫町佐沼字新大東174</u>	<u>0220-22-6251</u>																																																							
陸上自衛隊 <u>東北方面隊第22普通科連隊</u>	多賀城市丸山2-1-1	<u>022-365-2121</u>																																																							
名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X																																																							
東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-6128</u> <u>(F)0220-22-8096</u>																																																							
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-7514</u> <u>(F)0220-22-6175</u>																																																							
東部土木事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>0220-22-7533</u> <u>(F)0220-22-7534</u>																																																							
東部教育事務所 <u>登米地域事務所</u>	<u>登米市迫町佐沼字西</u> <u>佐沼150-5</u>	<u>0220-22-2777</u> <u>(F)0220-22-9858</u>																																																							
名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X																																																							
東北地方整備局北上川下流河川事務所	石巻市蛇田字新下沼 8 0	<u>T 0225-94-9854</u> <u>F 0225-94-9857</u>																																																							
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																							
陸上自衛隊 <u>第22即応機動連隊</u>	多賀城市丸山2-1-1	<u>T 022-365-2121</u> <u>F 022-363-0491</u>																																																							
名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X																																																							
東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-6687</u> <u>F 0220-22-8096</u>																																																							
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-7514</u> <u>F 0220-22-6175</u>																																																							
東部土木事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西 佐沼150-5	<u>T 0220-22-7533</u> <u>F 0220-22-7534</u>																																																							
<u>東部教育事務所</u>	<u>石巻市あゆみ野5丁目7番地</u>	<u>T 0225-95-7016</u> <u>F 0225-23-2529</u>																																																							

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前			修正後			備考
6	佐沼警察署	登米市迫町佐沼字中 江5-11-5	__0220-22-2121 __	佐沼警察署	登米市迫町佐沼字中 江5-11-5	T 0220-22-2121 F	
	登米警察署	登米市登米町寺池目 子待井265	__0220-52-2121 __	登米警察署	登米市登米町寺池目 子待井265	T 0220-52-2121 F	
7	【相互応援協定締結市町】			【相互応援協定締結市町】			
	名称	所在地	電話・FAX	名称	所在地	電話・FAX	
	一関市消防本部 防災課	一関市竹山町 7-2	__0191-25-0119 (F)0191-25-5119	一関消防本部 部警防課	岩手県一関市竹山町 7-2	T 0191-25-0119 F 0191-25-5119	
	平泉町 総務企画課	平泉町平泉字 志羅山45	__0191-46-2111 (F)0191-46-3080	平泉町 総務課	岩手県西磐井郡平泉 町平泉字志羅山45 -2	T 0191-46-5540 F 0191-46-3080	
	藤沢町自治振興推進 室	藤沢町藤沢字町裏1 87	0191-63-4121 (F)0191-63-5022	削除	削除	削除	
	大船渡市総務部防災 管理室	大船渡市盛町 字津野沢15	__0192-27-3111 (F)0192-26-4477	大船渡市総務部防災 管理室	岩手県大船渡市盛町 字津野沢15	T 0192-27-3111 F 0192-26-4477	
	陸前高田市 総務部防災対策室	陸前高田市高 田町字館の沖110	__0192-54-2111 (F)0192-54-3888	陸前高田市 防災局防災課	岩手県陸前高田市高 田町字下和野1	T 0192-54-2111 F 0192-54-3888	
	住田町総務課	住田町世田米 字川向96-1	__0192-46-2111 (F)0192-46-3515	住田町総務課	岩手県気仙郡住田町 世田米字川向88- 1	T 0192-46-2112 F 0192-46-3515	
	気仙沼市総務部危機 管理課	気仙沼市八日町1- 1-1	__0226-22-6600 (F)0226-24-3566	気仙沼市総務部危機 管理課	気仙沼市八日町1- 1-10	T 0226-22-3404 F 0226-24-3566	
	南三陸町 危機管理対策室	南三陸町志津 川町字塩入77	__0226-46-1376 (F)0226-46-5348	南三陸町 総務課	本吉郡南三陸町志津 川字沼田101	T 0226-46-1376 F 0226-46-5348	
	本吉町総務課	本吉町津谷館岡10	0226-42-2600 (F)0226-42-2465	削除	削除	削除	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前			修正後			備考
7	栗原市総務部 <u>危機管理室</u>	栗原市築館字留場中 田 <u>1 1 1 - 1</u>	__0228-22-1149 (F)0228-22-1156	栗原市総務部 <u>危機対策課</u>	栗原市築館薬師 <u>1-7-1</u>	T 0228-22-1149 F 0228-22-1156	
【その他の機関】							
名 称		所 在 地	電話・F A X	名 称		所 在 地	電話・F A X
東日本電信電話(株) 宮城支店 古川営業支店		大崎市古川駅前大通 3 - 2 - 1	__0229-91-4221 (F)0229-91-4921	東日本電信電話(株) 宮城事業部 古川営業支店		大崎市古川駅前大通 3 - 2 - 1	T 0229-22-8900 F 0229-23-9589
東北電力(株) <u>栗原登米営業所</u>		栗原市築館伊豆1 - 1 1 - 1	__0228-23-6473 (F)0228-22-9922	東北電力(株) <u>栗原登米電力センター</u>		栗原市築館伊豆1- 11-1	T 0228-22-9630 F 0228-22-3915
(株) ミヤコーバス 佐沼営業所		登米市迫町佐沼字中 江 2-3-4	__0220-22-3911 (F)0220-22-3911	(株) ミヤコーバス 佐沼営業所		登米市迫町佐沼字 中江 2-3-4	T 0220-22-3064 F 0220-22-5488
宮城県エルピーガス協会 登米 LP ガス協議会		登米市 <u>南方町中高石</u> <u>5 0 - 1</u>	__0220-58-2653 (F)0220-58-2004	宮城県 LP ガス協会 登米 LP ガス協議会		登米市 <u>迫町佐沼字</u> <u>北散田 120-1</u>	T 0220-22-2415 F 0220-22-6732
(社) 宮城県トラック協会 登米・本吉支部		登米市迫町森字平柳 2 6 0 - 1	__0220-22-6484 (F)0220-22-8130	(社) 宮城県トラック協会 登米・本吉支部		登米市迫町森字平柳 2 6 0 - 1	T 0220-22-6484 F 0220-22-8130
登米市医師会		登米市迫町佐沼字 <u>天</u> <u>神前 3 9 - 5</u>	__0220-22-2084 (F)	登米市医師会		登米市迫町佐沼字 <u>下田中 25</u>	T 0220-22-2084 F 0220-22-8561

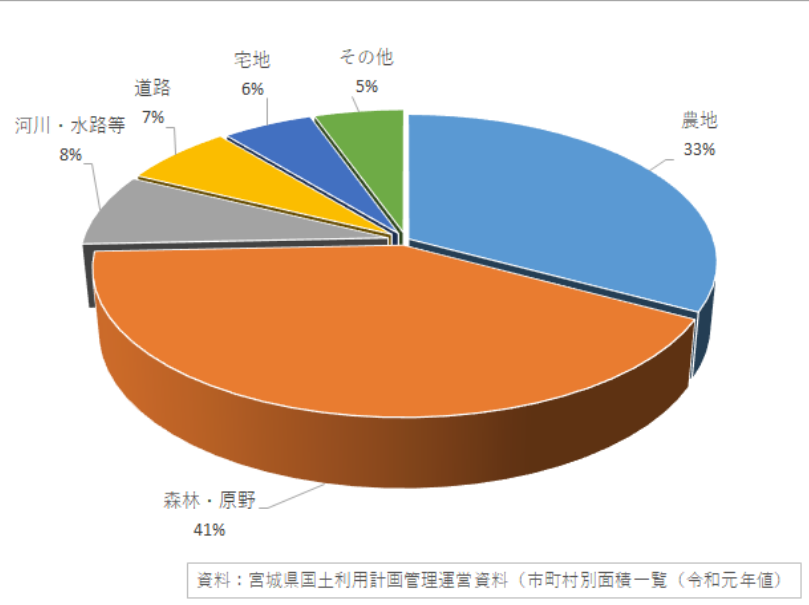
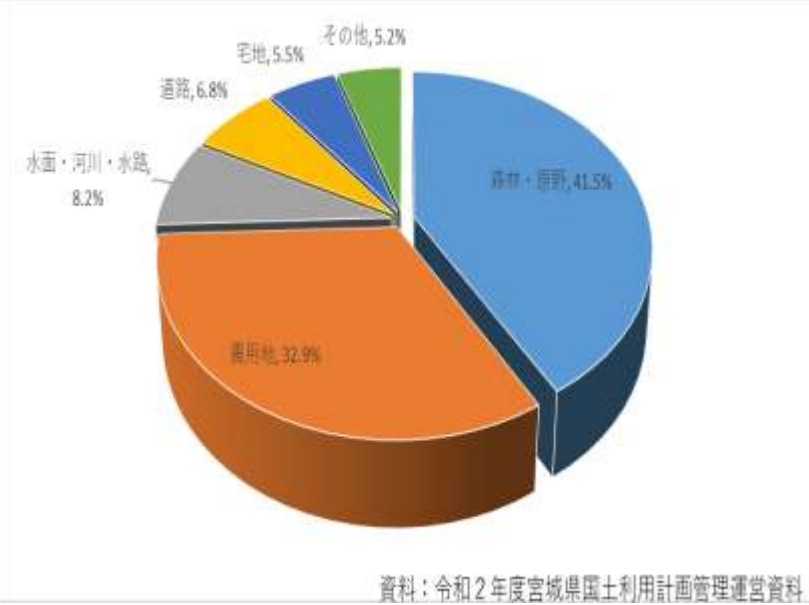
登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																																																												
8	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 気 候</p> <p>本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、<u>平成28年</u>の年間平均気温は <u>12.1</u>℃、年間降水量は <u>964</u>mmとなっている。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>平成26年～平成30年の気候データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年間降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (℃)</th> <th>最高気温 (℃)</th> <th>最低気温 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年</td> <td>1,129</td> <td>11.4</td> <td>35.3</td> <td>-14.1</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>988</td> <td>12.3</td> <td>36.3</td> <td>-11.4</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>964</td> <td>12.1</td> <td>34.3</td> <td>-8.5</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>983</td> <td>11.5</td> <td>33.5</td> <td>-12.0</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>923</td> <td>12.0</td> <td>35.7</td> <td>-17.3</td> </tr> </tbody> </table>	年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平成26年	1,129	11.4	35.3	-14.1	平成27年	988	12.3	36.3	-11.4	平成28年	964	12.1	34.3	-8.5	平成29年	983	11.5	33.5	-12.0	平成30年	923	12.0	35.7	-17.3	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 気 候</p> <p>本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、<u>令和2年</u>の年間平均気温は <u>12.4</u>℃、年間降水量は <u>981</u>mmとなっている。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>令和2年～平成30年の気候データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年間降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (℃)</th> <th>最高気温 (℃)</th> <th>最低気温 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>964</td> <td>12.1</td> <td>34.3</td> <td>-8.5</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>981</td> <td>12.3</td> <td>35.3</td> <td>-11.4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>923</td> <td>11.5</td> <td>35.7</td> <td>-17.3</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,223</td> <td>12.2</td> <td>35.8</td> <td>-9.5</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>981</td> <td>12.4</td> <td>36</td> <td>-12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">資料：気象庁米山観測所</p>	年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	H28	964	12.1	34.3	-8.5	H29	981	12.3	35.3	-11.4	H30	923	11.5	35.7	-17.3	R2	1,223	12.2	35.8	-9.5	R2	981	12.4	36	-12.3	
年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)																																																											
平成26年	1,129	11.4	35.3	-14.1																																																											
平成27年	988	12.3	36.3	-11.4																																																											
平成28年	964	12.1	34.3	-8.5																																																											
平成29年	983	11.5	33.5	-12.0																																																											
平成30年	923	12.0	35.7	-17.3																																																											
年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)																																																											
H28	964	12.1	34.3	-8.5																																																											
H29	981	12.3	35.3	-11.4																																																											
H30	923	11.5	35.7	-17.3																																																											
R2	1,223	12.2	35.8	-9.5																																																											
R2	981	12.4	36	-12.3																																																											
9	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">4 人 口</p> <p>総人口は、<u>平成17年</u>には、<u>89,316</u>人で、<u>平成12年</u>調査時より約<u>4%</u>減少している。世帯数は<u>25,048</u>世帯で、<u>増加を続けているが</u>、1世帯あたりの人員は減少しており、<u>核家族化が進んでいることが分かる。</u></p> <p>また、年齢別3階層人口で比較すると、平成<u>2年</u>から<u>平成12年</u>の10年間に、年少人口の割合は<u>20.4%</u>から<u>15.0%</u>に減少</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">4 人 口</p> <p>総人口は<u>令和2年</u>には<u>76,037</u>人で、<u>平成27年</u>調査時より約<u>7.2%</u>減少している。世帯数は<u>25,697</u>世帯で、<u>減少傾向にあり</u>、1世帯あたりの人員<u>も年々</u>減少している。_____</p> <p>また、年齢別3階層人口で比較すると、平成<u>22年</u>から<u>令和2年</u>の10年間に、年少人口の割合は<u>12.6%</u>から<u>11.0%</u>に減</p>																																																													

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																																																																																																																																
9	<p>し、逆に高齢者人口の割合が、<u>17.4%</u>から <u>25.2%</u>に増加しており、<u> </u>少子・高齢化が進んでいる。</p> <p style="color: red;"><u>この状況で推移すれば、人口の減少、少子・高齢化が進むことが予想される。</u></p> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>人口・世帯数・世帯人員の推移 (修正前)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口【人】</th> <th>世帯数【世帯】</th> <th>世帯あたり人口【人】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>99,182</td><td>22,394</td><td>4.34</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>98,211</td><td>23,308</td><td>4.25</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>96,332</td><td>24,243</td><td>4.06</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>93,769</td><td>24,929</td><td>3.81</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>89,516</td><td>25,048</td><td>3.57</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>88,569</td><td>25,092</td><td>3.53</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>81,959</td><td>26,196</td><td>3.08</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>年齢別3階級人口の割合の推移 (修正前)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (0~14歳)</th> <th>生産年齢人口 (15~64歳)</th> <th>高齢人口 (65歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>21.4%</td><td>64.0%</td><td>14.6%</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>20.4%</td><td>62.2%</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>17.6%</td><td>60.7%</td><td>21.7%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>15.0%</td><td>59.8%</td><td>25.2%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>13.2%</td><td>59.3%</td><td>27.5%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>12.6%</td><td>59.1%</td><td>28.3%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>11.9%</td><td>57.1%</td><td>31.0%</td></tr> </tbody> </table>	年	人口【人】	世帯数【世帯】	世帯あたり人口【人】	昭和60年	99,182	22,394	4.34	平成2年	98,211	23,308	4.25	平成7年	96,332	24,243	4.06	平成12年	93,769	24,929	3.81	平成17年	89,516	25,048	3.57	平成22年	88,569	25,092	3.53	平成27年	81,959	26,196	3.08	年	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)	昭和60年	21.4%	64.0%	14.6%	平成2年	20.4%	62.2%	17.4%	平成7年	17.6%	60.7%	21.7%	平成12年	15.0%	59.8%	25.2%	平成17年	13.2%	59.3%	27.5%	平成22年	12.6%	59.1%	28.3%	平成27年	11.9%	57.1%	31.0%	<p>少し、逆に高齢者人口の割合が、<u>28.3%</u>から <u>35.5%</u>に増加しており、<u>さらに</u>少子・高齢化が進んでいる。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>人口・世帯数・世帯人員の推移 (修正後)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口【人】</th> <th>世帯数【世帯】</th> <th>世帯あたり人口【人】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>96,231</td><td>23,308</td><td>4.11</td></tr> <tr><td>H7</td><td>96,432</td><td>24,243</td><td>3.99</td></tr> <tr><td>H12</td><td>93,829</td><td>24,929</td><td>3.75</td></tr> <tr><td>H17</td><td>89,316</td><td>25,048</td><td>3.57</td></tr> <tr><td>H22</td><td>85,969</td><td>25,002</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>H27</td><td>81,959</td><td>26,196</td><td>3.13</td></tr> <tr><td>R2</td><td>76,037</td><td>26,697</td><td>2.95</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>年齢別3階級人口の割合の推移 (修正後)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (0~14歳)</th> <th>生産年齢人口 (15~64歳)</th> <th>高齢人口 (65歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>20.4%</td><td>62.2%</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>H7</td><td>17.6%</td><td>60.7%</td><td>21.7%</td></tr> <tr><td>H12</td><td>15.0%</td><td>59.8%</td><td>25.2%</td></tr> <tr><td>H17</td><td>13.2%</td><td>59.3%</td><td>27.5%</td></tr> <tr><td>H22</td><td>12.6%</td><td>59.1%</td><td>28.3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>11.9%</td><td>57.1%</td><td>31.0%</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11.0%</td><td>53.5%</td><td>35.5%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">資料：国勢調査（平成2年～令和2年）</p>	年	人口【人】	世帯数【世帯】	世帯あたり人口【人】	H2	96,231	23,308	4.11	H7	96,432	24,243	3.99	H12	93,829	24,929	3.75	H17	89,316	25,048	3.57	H22	85,969	25,002	3.36	H27	81,959	26,196	3.13	R2	76,037	26,697	2.95	年	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)	H2	20.4%	62.2%	17.4%	H7	17.6%	60.7%	21.7%	H12	15.0%	59.8%	25.2%	H17	13.2%	59.3%	27.5%	H22	12.6%	59.1%	28.3%	H27	11.9%	57.1%	31.0%	R2	11.0%	53.5%	35.5%	
年	人口【人】	世帯数【世帯】	世帯あたり人口【人】																																																																																																																																
昭和60年	99,182	22,394	4.34																																																																																																																																
平成2年	98,211	23,308	4.25																																																																																																																																
平成7年	96,332	24,243	4.06																																																																																																																																
平成12年	93,769	24,929	3.81																																																																																																																																
平成17年	89,516	25,048	3.57																																																																																																																																
平成22年	88,569	25,092	3.53																																																																																																																																
平成27年	81,959	26,196	3.08																																																																																																																																
年	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)																																																																																																																																
昭和60年	21.4%	64.0%	14.6%																																																																																																																																
平成2年	20.4%	62.2%	17.4%																																																																																																																																
平成7年	17.6%	60.7%	21.7%																																																																																																																																
平成12年	15.0%	59.8%	25.2%																																																																																																																																
平成17年	13.2%	59.3%	27.5%																																																																																																																																
平成22年	12.6%	59.1%	28.3%																																																																																																																																
平成27年	11.9%	57.1%	31.0%																																																																																																																																
年	人口【人】	世帯数【世帯】	世帯あたり人口【人】																																																																																																																																
H2	96,231	23,308	4.11																																																																																																																																
H7	96,432	24,243	3.99																																																																																																																																
H12	93,829	24,929	3.75																																																																																																																																
H17	89,316	25,048	3.57																																																																																																																																
H22	85,969	25,002	3.36																																																																																																																																
H27	81,959	26,196	3.13																																																																																																																																
R2	76,037	26,697	2.95																																																																																																																																
年	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)																																																																																																																																
H2	20.4%	62.2%	17.4%																																																																																																																																
H7	17.6%	60.7%	21.7%																																																																																																																																
H12	15.0%	59.8%	25.2%																																																																																																																																
H17	13.2%	59.3%	27.5%																																																																																																																																
H22	12.6%	59.1%	28.3%																																																																																																																																
H27	11.9%	57.1%	31.0%																																																																																																																																
R2	11.0%	53.5%	35.5%																																																																																																																																

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																												
10	<p>5 土地利用</p> <p>本市の面積は 536.12 km²で、県全体の 7.36%を占め、栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内__5位の広さである。</p> <p>地目別では森林・原野 <u>223.44</u> km² (<u>42%</u>) が最も多く、農用地 <u>188.10</u> km² (<u>35%</u>)、宅地 <u>27.32</u> km² (<u>5%</u>) となっており、自然が豊かである。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>修正前土地利用割合</caption> <tr><th>土地利用</th><th>割合</th></tr> <tr><td>森林・原野</td><td>41%</td></tr> <tr><td>農地</td><td>33%</td></tr> <tr><td>河川・水路等</td><td>8%</td></tr> <tr><td>道路</td><td>7%</td></tr> <tr><td>宅地</td><td>6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5%</td></tr> </table> <p style="font-size: small;">資料：宮城県国土利用計画管理運営資料（市町村別面積一覧（令和元年値））</p> </div>	土地利用	割合	森林・原野	41%	農地	33%	河川・水路等	8%	道路	7%	宅地	6%	その他	5%	<p>5 土地利用</p> <p>本市の面積は 536.12km²で、県全体の 7.36%を占め、栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内第5位の広さがある。</p> <p>地目別では森林・原野 <u>222.50</u>km² (<u>41.5%</u>) が最も多く、農用地 <u>176.10</u>km² (<u>32.9%</u>)、宅地 <u>29.64</u>km² (<u>5.5%</u>) となっており、自然が豊かである。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>修正後土地利用割合</caption> <tr><th>土地利用</th><th>割合</th></tr> <tr><td>森林・原野</td><td>41.5%</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>32.9%</td></tr> <tr><td>水面・河川・水路</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>道路</td><td>6.8%</td></tr> <tr><td>宅地</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.2%</td></tr> </table> <p style="font-size: small;">資料：令和2年度宮城県国土利用計画管理運営資料</p> </div>	土地利用	割合	森林・原野	41.5%	農用地	32.9%	水面・河川・水路	8.2%	道路	6.8%	宅地	5.5%	その他	5.2%	
土地利用	割合																														
森林・原野	41%																														
農地	33%																														
河川・水路等	8%																														
道路	7%																														
宅地	6%																														
その他	5%																														
土地利用	割合																														
森林・原野	41.5%																														
農用地	32.9%																														
水面・河川・水路	8.2%																														
道路	6.8%																														
宅地	5.5%																														
その他	5.2%																														

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
10	<p>6 交通</p> <p>(1) 道路 本市の道路網は、<u>主要国道 45 号、一般国道 342 号、346 号、456 号を主軸とし、県内各市町村を連絡する主要地方道 (87.95 km)、一般県道 (112.50 km) 及び地域住民の生活に密着した市道 (2、663.9 km) で構成されており、総延長は km となっている。</u></p> <p>(2) 鉄道 市内の鉄道は、<u>J R 線については市の西端を東北本線が南北に走り、市の南東部を気仙沼線が東西に</u> <u>走っている。</u></p> <p>7 その他 本市に、空港、港湾、自衛隊施設、原子力発電所、石油コンビナートは無い。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>	<p>6 交通網</p> <p>(1) 道路 本市の道路網は、<u>国道 45 号、342 号、346 号、398 号及び国道 456 号を主軸として、主要地方道 8 路線及び一般県道 15 路線で形成されており、そのうち主要な 6 路線が迫町を中心として放射状に延びている。</u></p> <p>(2) 鉄道 市内の鉄道は、<u>J R 東北本線が本市の北西部の迫町と石越町を、J R 気仙沼線が本市南部の豊里町と南東部の津山町まで走っている。</u></p> <p>7 その他 本市に、空港、港湾、自衛隊施設、原子力発電所、石油コンビナートは無いが、<u>本市の、豊里町域の一部及び津山町域の大半が東北電力(株)女川原子力発電所からおおむね 30km 圏内(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域)にあることから、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の区分に応じた防護措置の準備と実施が求められる。</u></p>	
11	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>(略)</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(略)</p> <p>(1) 武力攻撃事態の類型</p>	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>(略)</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(略)</p> <p>(1) 武力攻撃事態の類型</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																
11	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><u>基本指針において武力攻撃事態として想定されているのは、以下に掲げる4類型である。</u></p> <p>(略)</p>																	
13	<p>(2) NBC攻撃の想定</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) NBC攻撃の想定</p> <p><u>基本指針において、特殊な対応が必要であるNBC攻撃として、以下に掲げる兵器を用いた攻撃が想定されている。</u></p>																	
14	<table border="1" data-bbox="277 580 1093 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 580 396 655">種別</th> <th data-bbox="396 580 1093 655">想定される被害の留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 655 396 954">1 核兵器等</td> <td data-bbox="396 655 1093 954"> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 954 396 1082">2 生物兵器</td> <td data-bbox="396 954 1093 1082"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1082 396 1209">3 化学兵器</td> <td data-bbox="396 1082 1093 1209"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="277 1273 562 1310">2 緊急対処事態</p> <p data-bbox="277 1321 344 1358">(略)</p>	種別	想定される被害の留意点	1 核兵器等	<p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	2 生物兵器	<p>(略)</p>	3 化学兵器	<p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1124 580 1942 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 580 1243 655">種別</th> <th data-bbox="1243 580 1942 655">想定される被害の留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 655 1243 954">1 核兵器等</td> <td data-bbox="1243 655 1942 954"> <p>(略)</p> <p><u>○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難帯域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 954 1243 1082">2 生物兵器</td> <td data-bbox="1243 954 1942 1082"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1082 1243 1209">3 化学兵器</td> <td data-bbox="1243 1082 1942 1209"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1124 1273 1408 1310">2 緊急対処事態</p> <p data-bbox="1124 1321 1191 1358">(略)</p>	種別	想定される被害の留意点	1 核兵器等	<p>(略)</p> <p><u>○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難帯域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>	2 生物兵器	<p>(略)</p>	3 化学兵器	<p>(略)</p>	
種別	想定される被害の留意点																		
1 核兵器等	<p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>																		
2 生物兵器	<p>(略)</p>																		
3 化学兵器	<p>(略)</p>																		
種別	想定される被害の留意点																		
1 核兵器等	<p>(略)</p> <p><u>○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難帯域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>																		
2 生物兵器	<p>(略)</p>																		
3 化学兵器	<p>(略)</p>																		

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																
16	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 第1章 組織・体制の整備等</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について _____ 定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 市の各部課室における平素の業務 (略)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局名</th> <th style="width: 80%;">平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護協議会の運営に関すること</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関すること</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td><u>企画部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> <hr/> </td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること <hr/> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平 素 の 業 務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護協議会の運営に関すること</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関すること</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること 	<u>企画部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> <hr/>	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること <hr/>	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 第1章 組織・体制の整備等</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、<u>_____</u>各部局の平素の業務、職員の参集基準等について<u>次のとおり</u>定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 市の各部課室における平素の業務 (略)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局名</th> <th style="width: 80%;">平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市</u>国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td><u>まちづくり推進部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ ・ <u>国民保護に関する広報に関すること</u> ・ <u>観光客への安全確保対策に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること ・ <u>道路、橋梁の保全に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平 素 の 業 務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市</u>国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること 	<u>まちづくり推進部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ _____ ・ <u>国民保護に関する広報に関すること</u> ・ <u>観光客への安全確保対策に関すること</u> 	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること ・ <u>道路、橋梁の保全に関すること</u> 	
部局名	平 素 の 業 務																		
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護協議会の運営に関すること</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関すること</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること 																		
<u>企画部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> <hr/>																		
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること <hr/>																		
部局名	平 素 の 業 務																		
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市</u>国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ <u>国民保護措置についての財政に関すること</u> ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の伝達および緊急通報の通知に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること 																		
<u>まちづくり推進部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ _____ ・ <u>国民保護に関する広報に関すること</u> ・ <u>観光客への安全確保対策に関すること</u> 																		
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること ・ <u>道路、橋梁の保全に関すること</u> 																		

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前		修正後		備考																
16		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>産業経済部 ・食料供給対策に関すること</p> <p>市民生活部 ・避難施設の運営体制の整備に関すること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>教育委員会 ・児童生徒の避難対策に関すること</p> <p>_____</p> <p>医療局 ・災害救護、医療救護の運営に関すること</p> <p>消防本部 ・武力攻撃災害への対処に関すること _____</p> <p>_____</p> <p>・住民の避難誘導に関すること</p> <p>・24時間即応体制の整備に関すること</p> <p>水道事業所 ・水供給対策に関すること</p> <p>_____</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>産業経済部 ・食料供給対策に関すること</p> <p>市民生活部 ・避難施設の運営体制の整備に関すること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>教育部 ・児童生徒の避難対策に関すること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>医療局 ・災害救護、医療救護の運営に関すること</p> <p>消防本部 ・武力攻撃災害への対処に関すること (救急・救助を含む。)</p> <p>_____</p> <p>・住民の避難誘導に関すること</p> <p>・24時間即応体制の整備に関すること</p> <p>上下水道部 ・水供給対策に関すること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・上下水道施設の機能確保に関すること</p>																	
17	<p>2 職員の参集基準等</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="275 1126 1093 1410"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課室体制</td> <td>防災課 _____ 職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		体 制	参 集 基 準	①担当課室体制	防災課 _____ 職員が参集	②緊急事態連絡室体制	(略)	③市国民保護対策本部体制	(略)	<p>2 職員の参集基準等</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="1122 1126 1939 1410"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課室体制</td> <td>危機管理監及び防災危機対策室職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		体 制	参 集 基 準	①担当課室体制	危機管理監及び防災危機対策室職員が参集	②緊急事態連絡室体制	(略)	③市国民保護対策本部体制	(略)	
体 制	参 集 基 準																				
①担当課室体制	防災課 _____ 職員が参集																				
②緊急事態連絡室体制	(略)																				
③市国民保護対策本部体制	(略)																				
体 制	参 集 基 準																				
①担当課室体制	危機管理監及び防災危機対策室職員が参集																				
②緊急事態連絡室体制	(略)																				
③市国民保護対策本部体制	(略)																				

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																								
18	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】 (略) (4) 及び (5) (略)</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 1 順位)</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 2 順位)</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 3 順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>危機管理監</td> <td style="color: red;">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)	市 長	副市長	総務部長	危機管理監	副市長	総務部長	危機管理監	防災課長	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】 (略) (4) 及び (5) (略)</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 1 順位)</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 2 順位)</th> <th style="width: 12.5%;">代替職員 (第 3 順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>危機管理監</td> <td style="color: red;">※防災危機 対策室長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; text-align: center;">※危機管理監と防災対策室長が兼務の場合は総務課長</p>	名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)	市 長	副市長	総務部長	危機管理監	副市長	総務部長	危機管理監	※防災危機 対策室長	
名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)																								
市 長	副市長	総務部長	危機管理監																								
副市長	総務部長	危機管理監	防災課長																								
名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)																								
市 長	副市長	総務部長	危機管理監																								
副市長	総務部長	危機管理監	※防災危機 対策室長																								
19	<p>(6) 及び (7) (略)</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに <u>かんがみ</u>、県と連携し、地域住民の消防団への <u>参加</u> 促進、消防団に <u>係る</u> 広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 関係機関との連携体制の整備</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、<u>以下のとおり</u>、関係機関との連携体制整備のあり方について _____ 定める。</p> </div>	<p>(6) 及び (7) (略)</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに <u>鑑み</u>、県と連携し、地域住民の消防団への <u>入団</u> 促進、消防団に <u>よる</u> 広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 関係機関との連携体制の整備</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、_____ <u>関係機関との連携体制整備のあり方について次のとおり</u> 定める。</p> </div>																									

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
22	<p>1 基本的な考え方 から 5 自主防災組織・ボランティア 団体等に対する支援 まで (略)</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、<u> </u>非常通信体制の整備等について<u> </u>定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の整備 (略) (2) 非常通信体制の確保 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>1 基本的な考え方 から 5 自主防災組織・ボランティア 団体等に対する支援 まで (略)</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、<u> </u>非常通信体制の整備等について<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の整備 (略) (2) 非常通信体制の確保 (略)</p> <p><u>また、市は非常通信体制の確保に当たっては、災害時において確保している通信手段(緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALER T)等)を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。</u></p>	
23	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、<u> </u>定める。</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 (略) (2) 体制整備にあたっての留意事項 (略)</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 (略) (2) 体制整備にあたっての留意事項 (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
24	<p>する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える。)</p> <p><u>(2) 防災行政無線の整備</u> 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</p> <p><u>(3) 県警察との連携</u> 市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。</p> <p><u>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> 国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p><u>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</u> 市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。</p> <p><u>(6) 民間事業者からの協力の確保</u> 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。</p>	<p>する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える。)</p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p><u>(2) 県警察との連携</u> 市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。</p> <p><u>(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> 国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p><u>(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</u> 市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。</p> <p><u>(5) 民間事業者からの協力の確保</u> 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
25	<p>_____ その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境整備に努める。</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u> _____（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する<u>様式第3号の安否情報報告書の様式により</u>、 _____ 県に報告する。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (略)</p>	<p><u>また</u>、その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境整備に努める。</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する<u>様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて</u> 県に報告する。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (略)</p>	
28	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、<u>以下のとおり</u> 定める。</p> <p>1 研修 (略)</p> <p>2 訓練 (1) 市における訓練の実施</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、<u>次のとおり</u> 定める。</p> <p>1 研修 (略)</p> <p>2 訓練 (1) 市における訓練の実施</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
29	<p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練にあたっての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、<u>障害者</u> その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③から⑥まで (略)</p>	<p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃 災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練にあたっての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、<u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③から⑥まで (略)</p>	
30	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 避難に関する基本的事項</p> </div>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 避難に関する基本的事項</p> </div>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
30	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等 _____自ら避難することが困難な者の避難について、<u>地域 防災計画に定める要援護者対応計画</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、<u>災害</u>・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等 <u>のうち</u>自ら避難することが困難な者の避難について、<u>災害 時への対応として作成している避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、<u>防災</u>・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	
31	<p>2 避難実施要領のパターンの作成 から 6 生活関連等施設の把握等 まで (略)</p> <p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、_____ _____必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等 (略)</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成 から 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 まで (略)</p> <p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して周知する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等 (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
33	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は _____ _____ _____ 調達体制を整備する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2 市が管理する施設及び施設の整備及び点検等 (略)</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、<u>次のとおり</u> 定める。</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は<u>特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、</u>調達体制を整備する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2 市が管理する施設及び施設の整備及び点検等 (略)</p>	
35	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、<u>以下のとおり</u>定める。</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、<u>次のとおり</u> 定める。</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
35	<p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法 (略) また、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (略)</p>	<p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法 (略) また、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 学校における教育</u> 市教育委員会は、<u>県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の育成等のため教育を行う。</u></p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (略)</p>	

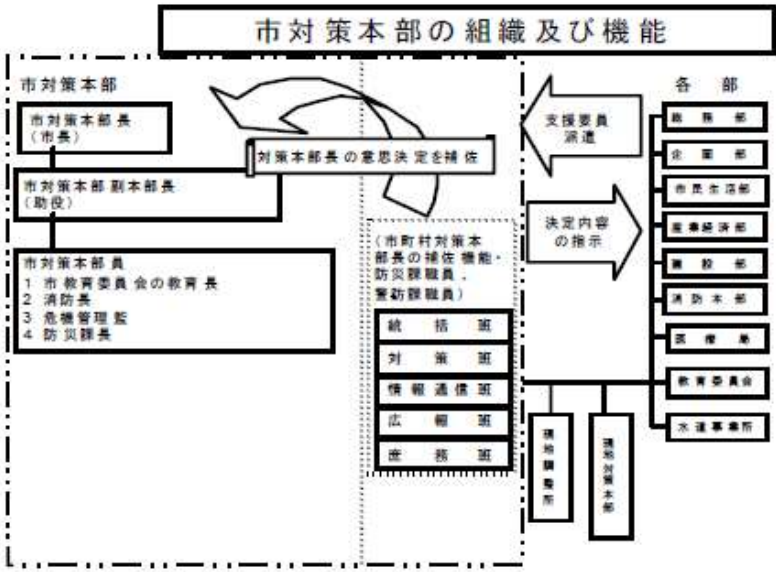
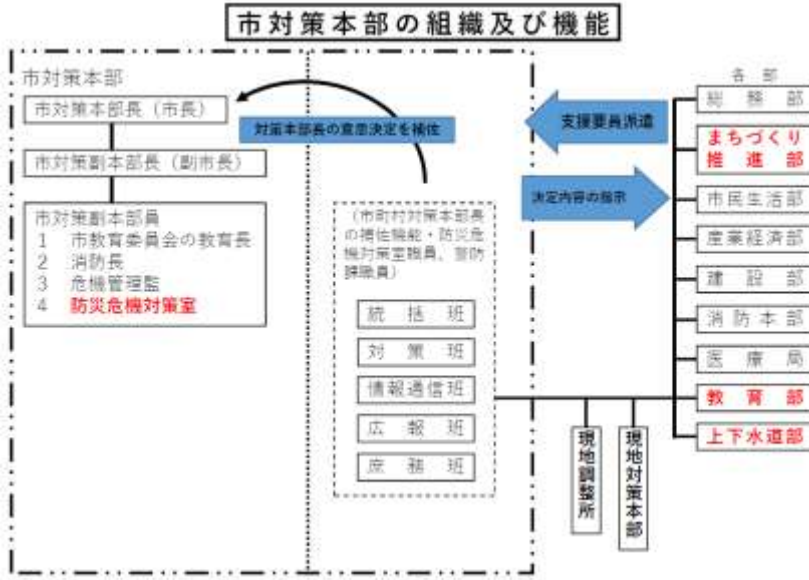
登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
36	<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報提供を迅速に集約・分析して、その被害の実態に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 市国民保護措置対策本部設置前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>(略)</p> <p>※【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> </div> </div> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> </div>	<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報提供を迅速に集約・分析して、その被害の実態に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、<u>次のとおり</u>定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 市国民保護措置対策本部設置前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>(略)</p> <p>※【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> </div> </div> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> </div>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
38	<p>(略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>① から ⑤まで (略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所内（迫庁舎内）に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。</p> <p>なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>第1順位 <u> </u>消防防災センター</p> <p>第2順位 <u> </u>石越<u>総合支所</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>① から ⑤まで (略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所内（迫庁舎内）に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。</p> <p>なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>第1順位 <u> </u><u>登米市</u>消防防災センター</p> <p>第2順位 <u> </u><u>登米市</u>石越<u>防災センター</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
39	<p style="text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</p>  <p>(4) から (8) まで (略)</p>	<p style="text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</p>  <p>(4) から (8) まで (略)</p>	
42	<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、同報系無線、<u>地域防災無線</u>等の固定通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、対策本部との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、同報系無線、<u>移動系防災行政無線</u>等の固定通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、対策本部との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
43	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 国、県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置 要求用 から 8 住民への協力要請 まで (略)</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 国、県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 (略)</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態 等合同対策協議会を開催する場合には、当該 協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置 要求用 から 8 住民への協力要請 まで (略)</p>	
47	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 警報の内容の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 警報の内容の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
47	<p>(1) 警報の内容の伝達方法</p> <p>警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき</u> <u>、</u> <u>原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>同報系防災行政無線</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、<u>防災行政無線</u> <u>ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</u></p> <p>イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など<u>防災行政無線</u> <u>による伝達方法以外の方法も活用する。</u></p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法</p> <p>警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-et)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>コミュニティFMを活用した緊急告知ラジオ及び屋外放送</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、<u>コミュニティFMを活用した緊急告知ラジオ及び屋外放送</u>やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など<u>コミュニティFMを活用した緊急告知ラジオ及び屋外放送</u>による伝達方法以外の方法も活用する。</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
48	<p>※ <u>【全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を用いた場合の対応】</u></p> <p><u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-A E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることになった場合には、消防長が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の警察官による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で地域防災計画に定める<u>要援護者対応計画</u>を活用す</p>	<p>※ <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の警察官による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で地域防災計画に定める<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
48	<p>るなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 緊急通報及の伝達及び通知 (略)</p> <p>第2 避難民の誘導等</p> <p>市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示に住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、<u>以下のとおり</u>定める。</p>	<p>するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 緊急通報及の伝達及び通知 (略)</p> <p>第2 避難民の誘導等</p> <p>市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示に住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、<u>次のとおり</u>定める。</p>	
49	<p>1 避難の指示の通知・伝達 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定 (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>① から ⑤ まで (略)</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定 (地域防災計画に定める<u>要援護者対応計画</u>、<u>災害時要援護者支援班</u>の設置)</p> <p>⑦ から ⑩ まで (略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市長による避難住民の誘導</p>	<p>1 避難の指示の通知・伝達 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定 (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>① から ⑤ まで (略)</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定 (地域防災計画に定める<u>避難行動要支援者個別避難計画</u>、<u>避難行動要支援班</u>の設置)</p> <p>⑦ から ⑩ まで (略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市長による避難住民の誘導</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
50	<p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	
51	<p>(6) 高齢者、<u>障害者</u> 等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、<u>障害者</u> 等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、<u>介護保険制度関係者</u>、<u>障害者</u> 団体等と協力して、<u>災害時要支援者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>_____</u>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p> <p>(7) から (13) まで (略)</p>	<p>(6) 高齢者、<u>障がい者</u> 等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、<u>障がい者</u> 等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、<u>社会福祉事業者</u>、<u>障がい者</u> 団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>ただし、</u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。<u>_____</u></p> <p>(7) から (13) まで (略)</p>	
52	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(14) 大規模集客施設における避難</u></p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
53	<p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>① から ⑧ まで (略)</p> <p>⑨ <u>死体</u>の捜索及び処理</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 救援の補助 (略)</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(略)</p>	<p><u>市は、大規模集客施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>① から ⑧ まで (略)</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 救援の補助 (略)</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(略)</p>	
54	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」<u>(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)</u>及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働</u>大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における県との連携</p> <p>(略)</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」<u>(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)</u>及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理</u>大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における県との連携</p> <p>(略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
55	<p data-bbox="275 221 674 252">第6章 安否情報の収集・提供</p> <div data-bbox="275 274 1093 496" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を<u>以下のとおり</u>定める。</p> </div> <div data-bbox="275 547 573 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1 安否情報の収集</p> </div> <p data-bbox="320 592 371 619">(略)</p> <div data-bbox="275 627 573 663" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>2 県に対する報告</p> </div> <p data-bbox="304 671 1093 847">市は、県への報告にあたっては、原則として、_____安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</p> <p data-bbox="304 863 1093 943">ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <div data-bbox="275 959 741 995" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> </div> <p data-bbox="320 1003 667 1031">(1) 安否情報の照会の受付</p> <ol data-bbox="360 1046 1093 1461" style="list-style-type: none"> ① (略) ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令_____に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会しようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 	<p data-bbox="1124 221 1523 252">第6章 安否情報の収集・提供</p> <div data-bbox="1124 274 1942 496" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を<u>次のとおり</u>定める。</p> </div> <div data-bbox="1124 547 1422 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1 安否情報の収集</p> </div> <p data-bbox="1169 592 1220 619">(略)</p> <div data-bbox="1124 627 1422 663" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>2 県に対する報告</p> </div> <p data-bbox="1153 671 1942 847">市は、県への報告にあたっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は</u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</p> <p data-bbox="1153 863 1942 943">ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <div data-bbox="1124 959 1590 995" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> </div> <p data-bbox="1169 1003 1516 1031">(1) 安否情報の照会の受付</p> <ol data-bbox="1209 1046 1942 1461" style="list-style-type: none"> ① (略) ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令<u>第3条</u>に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会しようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
56	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、<u> </u>照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係るものが避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>② 及び ③ (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力 (略)</p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、<u>当該</u>照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係るものが避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>② 及び ③ (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力 (略)</p>	
57	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処</p> <p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略)</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略)</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処</p> <p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略)</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
58	<p>第2 応急措置等</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">市は、武力攻撃災害が発生した場合において、<u>特に</u> 必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、<u>以下のとおり</u> 定める。</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>特に</u> 必要があると認めるときは、住民に対し避難指示を行う。</p> <p>この場合において、避難指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市は、退避の指示を行ったときは、<u>市防災行政無線、</u> _____<u>_____</u> _____<u>_____</u> 広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p>	<p>第2 応急措置等</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">市は、武力攻撃災害が発生した場合において、<u>緊急の</u>必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、<u>次のとおり</u> 定める。</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>緊急の</u>必要があると認めるときは、住民に対し避難指示を行う。</p> <p>この場合において、避難指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市は、退避の指示を行ったときは、<u>コミュニティFMを</u> <u>活用した緊急告知ラジオ及び屋外放送、防災メール、</u> <u>市ホームページ、</u> 広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
63	<p>(略)</p> <p>2 警戒区域の設定 から 4 消防に関する措置等 まで (略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対応等</p> <p>市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県、その他の関係機関と連携した市の対応に関して、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保 及び 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (略)</p> <p>第4 _____NBC攻撃による災害への対応等</p> <p>市は、 _____ _____NBC攻撃による災害への対応については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、 _____NBC攻撃による災害への対応に当たり必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 警戒区域の設定 から 4 消防に関する措置等 まで (略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対応等</p> <p>市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県、その他の関係機関と連携した市の対応に関して、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保 及び 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (略)</p> <p>第4 <u>武力攻撃原子力災害及び</u>NBC攻撃による災害への対応等</p> <p>市は、<u>武力攻撃原子力災害への対応等については、原則として、地域防災計画[原子力災害対策編]等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対応については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対応に当たり必要な事項について、次のとおり</u>定める。</p> <p><u>1 武力攻撃原子力災害への対応</u></p> <p>市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。 <u>この場合において、市は、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設</u></p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
63		<p><u>に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</u></p> <p><u>(1) 地域防災計画[原子力災害対策編]等に準じた措置の実施</u> <u>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃</u> <u>原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画[原子力災害対策編]等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</u></p> <p><u>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合)あつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</u></p> <p><u>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p><u>(3) モニタリングの実施</u> <u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画[原子力災害対策編]等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 住民の避難等の措置</u> <u>イ 市長は、国の事態対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示の内容を踏まえて、当概要避難地域の住民に対し避難を指示する。この場合において、「移動による避難」や「屋内避難」の実</u></p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
63		<p><u>施の時期や範囲については、国の事態対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。</u></p> <p><u>ロ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</u></p> <p><u>イ 国の現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に設置されるが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置されることがある。</u></p> <p><u>ロ 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされている。</u></p> <p><u>なお、武力攻撃原子力災害合同対策協議会は、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行われる。</u></p> <p><u>ハ 国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示が行われた後における官邸及び緊急時対応センター(原子力規制庁)と現地との連絡については、原則として、原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)を通じ、オフサイト対応に関する情報については国の現地対策本部を通じて行われる。</u></p> <p><u>(6) 安定ヨウ素剤の服用</u></p> <p><u>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画[原子力災害対策編]の定め例により行う。</u></p> <p><u>(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u></p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考																																										
63		<p><u>市長は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画[原子力災害対策編]の定め例により行う。</u></p> <p><u>(8) 食料品等による被ばくの防止</u></p> <p><u>市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画[原子力災害対策編]の定め例により行う。</u></p>																																											
64	<p>1 NBC攻撃による災害への対処 (略) (1) から (4) まで (略) (5) 市長の権限</p> <p>市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="277 938 1111 1286"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象物件等</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td><u>死体</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件等	措 置	1号	(略)	(略)	2号	(略)	(略)	3号	<u>死体</u>	(略)	4号	(略)	(略)	5号	(略)	(略)	6号	(略)	(略)	<p>2 NBC攻撃による災害への対処 (略) (1) から (4) まで (略) (5) 市長の権限</p> <p>市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="1124 938 1960 1286"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象物件等</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td><u>遺体</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件等	措 置	1号	(略)	(略)	2号	(略)	(略)	3号	<u>遺体</u>	(略)	4号	(略)	(略)	5号	(略)	(略)	6号	(略)	(略)	
	対象物件等	措 置																																											
1号	(略)	(略)																																											
2号	(略)	(略)																																											
3号	<u>死体</u>	(略)																																											
4号	(略)	(略)																																											
5号	(略)	(略)																																											
6号	(略)	(略)																																											
	対象物件等	措 置																																											
1号	(略)	(略)																																											
2号	(略)	(略)																																											
3号	<u>遺体</u>	(略)																																											
4号	(略)	(略)																																											
5号	(略)	(略)																																											
6号	(略)	(略)																																											

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
66	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>○被災情報の収集及び報告</p> <p>① 市は、電話、<u>市</u> 防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災状況について収集する。</p> <p>② から ④ まで (略)</p>	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、<u>次のとおり</u> 定める。</p> <p>○被災情報の収集及び報告</p> <p>① 市は、電話、<u>移動系</u>防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災状況について収集する。</p> <p>② から ④ まで (略)</p>	
67	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、<u>障害者</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、<u>次のとおり</u> 定める。</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、<u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	
68	<p>2 廃棄物の処理</p>	<p>2 廃棄物の処理</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
68	<p>(1) 廃棄物の特例処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災</u>廃棄物対策指針」(<u>平成10年厚生省生活衛生局作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>	<p>(1) 廃棄物の特例処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害</u>廃棄物対策指針」(<u>平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>	
69	<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから国民生活の安定に関する措置について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 から 3 生活基盤等の確保 まで (略)</p>	<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから国民生活の安定に関する措置について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 から 3 生活基盤等の確保 まで (略)</p>	
70	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
72	<p style="text-align: center;">第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急復旧に関して必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (略)</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害の発生により、<u> </u>防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 県に対する支援の要請 (略)</p> <p>2 公共的施設の応急の復旧 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急復旧に関して必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (略)</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害の発生により、<u>移動系</u>防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 県に対する支援の要請 (略)</p> <p>2 公共的施設の応急の復旧 (略)</p>	
73	<p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p>	<p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
74	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、<u>以下のとおり</u>定める。</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求から 3 総合調整及び指示に係る損失の補填 まで (略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、<u>次のとおり</u>定める。</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求から 3 総合調整及び指示に係る損失の補填 まで (略)</p>	

登米市国民保護計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	備考
75	<p style="text-align: center;">第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>1 緊急対処事態 及び 2 緊急対処事態における警報の 通知及び伝達 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>1 緊急対処事態 及び 2 緊急対処事態における警報の 通知及び伝達 (略)</p>	